平成２２年（フ）第３５７８号
札幌市北区百合が原９丁目７番１号　たんぽぽハイツＡ―102号
債務者　岡田小百合
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５９４号
北海道江別市元江別本町12番地の６　テラスコート元江別１号室
債務者　福原　　弥
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６０１号
札幌市中央区北１条西25丁目１番１号　シャルム円山25―３―Ａ号
債務者　谷野　福恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６０５号
札幌市手稲区星置１条３丁目６番３―102号
債務者　田口　康子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６１４号
札幌市北区あいの里３条６丁目10番１―715号
債務者　武田　信介
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６３９号
札幌市豊平区月寒東１条６丁目１番20号　メゾン31―403号
債務者　高田喜美子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６７１号
北海道江別市高砂町17番地の16　ライゼグランツＡ―３
債務者　島添　千秋
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６８１号
札幌市北区北20条西２丁目２―22号　ヴィブレ北20―103号室、住民票上の住所北海道石狩郡当別町春日町93番地15
債務者　若井　由紀
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６８７号
札幌市豊平区西岡５条14丁目２番１号　プレミアムハイツ102号
債務者　安藤　国彦
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８０９号
北海道江別市幸町22番地の13　江別幸町ビル402
債務者　辻本太基生
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８４２号
札幌市東区北30条東14丁目３番５―201号
債務者　奈良千栄子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８４６号
札幌市白石区本郷通10丁目北３番３―208号
債務者　橋本　信子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８６５号
札幌市白石区本郷通８丁目南５番２号　スワンハイツ１号
債務者　山口　諒子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８６９号
札幌市西区山の手433番地１　札幌山の手リハビリセンター
債務者　青山　　茂
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８９８号
札幌市手稲区曙12条１丁目６番４―606号
債務者　藤原由美子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９０８号
札幌市東区北31条東２丁目３番５―306号
債務者　山本　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９１６号
北海道江別市大麻栄町30番地の20
債務者　高橋美奈子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１６号
盛岡市向中野字向中野35番地22　ソフィア向中野101号
債務者　石原　匠子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部